

○運行管理者資格者証（事業法 19 条、安全規則 24 条）★★

国土交通大臣は、①運行管理者試験に合格した者、または、②事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務について国土交通省令で定める一定の実務の経験その他の要件を備える者に対し、資格者証を交付する。

●国土交通省令で定める一定の実務の経験その他の要件を備える者とは
 事業用自動車の運行の管理に関し 5 年以上の実務の経験を有し、その間に国土交通大臣が認定する運行の管理に関する講習 (P30「●講習の種類」参照) を 5 回以上 (うち少なくとも 1 回は基礎講習を含む必要がある。) 受講した者をいう。

▼図 1-13 運行管理者資格者証の交付要件



○運行管理者資格者証の返納（事業法 19 条、20 条）★★

国土交通大臣は、資格者証の交付を受けている者が貨物自動車運送事業法もしくは同法に基づく命令またはこれらに基づく処分に違反したときは、その資格者証の返納を命ずることができる。

また、資格者証の返納を命ぜられ、その日から 5 年を経過しない者に対しては、資格者証の交付を行わないことができる。(欠格期間)

○運行管理者資格者証に関する手続き（安全規則 25 条、26 条、28 条）★

交付申請	交付申請書に所定の書類を添付して、提出しなければならない。 なお、資格者証の交付の申請は、運行管理者試験に合格した者にあつては、合格の日から 3 ヶ月以内に行わなければならない。
訂正	氏名に変更を生じたときは、資格者証の訂正申請を行い、資格者証の訂正を受けなければならない。なお、この場合において、資格者証の訂正に代えて、資格者証の再交付を受けることもできる。
返納	資格者証を失ったために資格者証の再交付を受けた者は、失った資格者証を発見したときは、遅滞なく、発見した資格者証をその住所地を管轄する地方運輸局長に返納しなければならない。